

参議院選挙を終えて～下関の野党も私たちもこれで良いのか？！

7月20日投開票日の参議院選挙は自公の与党の歴史的な敗北をさせたものの、参政党や国民民主党という極端な排外主義や憲法軽視政党が大きく票を伸ばしたことが今後の私たち主権者の生活にどのように反映されるのか注視したいものです。当会が応援をした戸倉たか子候補も大椿ゆう子候補も残念な結果でした。下関選挙区の開票立会人になって開票状況をまじかに見て、集計される票の出方は全く予想だにしないものでした。私たちの下関市内の選挙運動がいかに弱かったかと思知らされました。しかし、山口県内や全国の開票結果を見ると参政、国民が躍進していたので下関だけが特別に選挙運動が弱かったというよりも全国的状況でもあったようです。

山口選挙区

北村 経夫	70	自現	225,617	37.2%
山崎 珠江	47	参政	131,192	21.6%
関谷 拓馬	35	国新	126,425	20.8%
戸倉 たか子	66	無新	91,447	15.1%
奥野 信治	47	諸新	8,807	1.5%

議員や政党活動が人々に見える？

この度の選挙運動にかかわって見て、国政選挙というのは身近な地方議員や政党支部の日常的活動の結果が反映されていました。参政党の政策には大いに反対ですが、彼等のSNSを駆使した運動に頼れるところを持たない人々の生活不安等が共鳴したと思われます。

しかし、周南市、柳井市、光市、周防大島町、田布施町、平生町では戸倉さんが第2位の得票数で、それ以外の地域が下関市と同じような傾向でしたが(7/22各朝刊記事参照) よく見ると戸倉さんが得票数第2位が周南市であり、中間貯蔵施設反対で議員が結束し、世論の起きている二市三町でした。つまり中間貯蔵施設反対の住民運動のある地域以外の選挙運動が弱かったといえます。戸倉候補支持を表明した私たち下関の市民、地方議員、各政党の選挙運動もこのままではダメです。私たちの生活と平和と人権を守る為に次回の衆院選挙に向けて今後、日常的に市民の問題に寄り添い、解決に取り組むことが求められています。

比例区では大椿ゆう子議員の落選は大変残念でしたが、政党要件を満たした社民党が平和主義、民主主義、人権を守る政党として野党共闘の一角として政権交代実現に向かってほしい。そして私たち主権者も再度スクラムを組んで行きましょう。

社民党比例区 議席 1 得票数1,217,823票(2.1%)

ラサール石井	70	207,143	64.9%
大椿 ゆう子	51	59,279	18.6%

以下略

政党名得票数 898,624票

犯罪被害者の声無視の

下関市行政を問う

8月7日(木)午後6時～8時

下関市民活動センター中会議室

参加費無料（会場カンパあり）

主催：日本とコリアを結ぶ会(ニッコリ会)・下関

黒井不法投棄問題の放置は下関市と下関警察署、「法の下での平等」(憲法第14条第1項)に違反し、「職権濫用」(刑法193条違反)に当たる犯罪です！/ 当日、著名なジャーナリストの浅野健一氏も取材に訪れます。市も同じ犯人に同じ犯罪被害を受けながら「公務員の告発義務」を怠り犯罪者の声を16年以上無視し続けています。私たちは一人ひとりが主権者であり、このように人を差別し続ける行政を正すためにも本問題について知ってください。(裏面参照)

黒井不法投棄、不動産侵奪の被害届なぜ不受理?!

犯罪被害者の心を押しつづす下関市の行政

黒井不法投棄のについては令和7（2025）年5月22日に被害者の金山三郎氏が上田某らによる同一時期における市内長府扇町及び豊浦町黒井に係る計画的犯罪であると被害届を下関警察署に提出したところ、7月10日、下関警察署生活安全課の担当署員から口頭で不受理を伝えられた。下関警察署によるこの決定は日本国憲法第14条第1項（法の下の平等）に違反しているとの異議申立書を7月29日に下関警察署長に送付した。ブログ参照（[ニッコリ会・下関](#)）

この異議申立書に明らかであるが、下関市は長府扇町の市有地を上田某との口頭契約で建設残土等を不法投棄され、黒井もその翌年同様の建設残土等を金山氏が契約書を交わして不法投棄された。そして下関市の刑事告訴は長府警察署で受理され、実況見分や上田並びに関係者を呼び事情聴取し、市は上田が「廃棄物等の撤去は全て行った」し、「土壌調査をした結果、懸念していた廃棄物も有害物等の埋設は確認されませんでした」また「膳家が利用する前の現地の現状が明らかでないことから搬入されたと考えられる土砂量について明確に算出することが出来ない状況」として「刑事告訴で不動産侵奪罪が成立するほどの事件性はない」と告訴を取り下げた。（平成24年5月17日下関市建設委員会議事録より）

民事訴訟では既に解散して実体のない「膳家」だけに勝訴して、上田夫婦の責任を問わなかった。

一方、金山氏の度重なる上田らへの告訴や被害届を警察は受理しなかった。これは明らかに犯罪被害者の人権を無視し、憲法第14条第1項（法の下での平等）に違反し、行政権限の濫用に当たる。（刑法第193条該当）また当然「公務員の告発義務」にも違反している。（刑事告訴法第239条第2項）

ほぼ同時期に起きた同一人による不法投棄により市は市有地約4,322㎡を失い、約4千万円以上の損害を受けたが、その犯人の刑事、民事責任は不問にされた。上田らは黒井の金山氏の土地を建設残土等の最終処分場にして、本来最終処分にかかる膨大な費用、見積り額で約1億8千万円を浮かせ、暴利を貪った事件さえも不問にしてもらい、犯罪被害者の金山氏は今もその約1万5千㎡の建設残土等により、自分の土地が自由に使えなくなって16年が過ぎ、かすかな収入の道も閉ざされ貧困に喘いでいる。

どうして金山氏の不法投棄不動産侵奪の被害届が受理されず、加害者の責任も罪も問わないのか。ここ到下関市の大きな闇がある。それは市において大きな政治・経済力を持つ山口合同ガス(株)の永年に渡る不法行為を市が容認、ほう助してきたことが発覚することを何としても防ぐためと考えられる。

実は市内古屋1丁目にあった山口合同ガス(株)北営業所と西日本液化ガス(株)下関支店は昭和44年の開業以来、38年間に渡り敷地の約8割が登記簿上、農地のままで都市ガス製造供給工場、営業所等が建てられていた。そのため、平成19年5月頃から解体届も出さないままに解体され、その工事を請負った会社が出すべき産業廃棄物管理票交付等状況報告書のどこにも両ガス会社当該建物の解体工事があった事実がどこにも記されていない。

また登記簿上農地のまま建物登記を認め、放置していた法務局下関支局も問われる。平成26年1月、当該農地はすべて所有者による「昭和年月日不詳変更」で宅地とされた。しかし当該地は平成20年6月11日、(株)ハローディが市農業委員会に届出し、同月13日に宅地に農地転用されたのではなかったのか。両ガス会社の不法行為

関東大震災を共に考えよう

流言はどこから

日本と朝鮮の近代史に学ぶ
韓国天安の1923歴史館の報告も

8月30日(土)午後2時~4時半

山口朝鮮初中級学校図書室

主催：ニッコリ会・下関

の隠蔽に法務局も加わっている。自主出版『黒い巨塔の闇に光を』（価格2千円）にさらに詳しく書かれている。

両ガス会社の永年の不法行為隠蔽のために犯罪者が逮捕されず、被害者の訴えを無視する無法地帯である。